

高山植物保護パトロール30年の歩みと課題

富山森林管理署

立山森林官 長屋 和幸

管理係 日比野慎也

(はじめに)

当署では1971年5月アルペルート全線開通に伴い、従来より実施していた高山植物保護監視員制度を改め、室堂をはじめとした北アルプスを利用される多くの人々に対応するため、国有林野事業地内関係者の協力の下、1971年7月立山地区国有林野保護管理協議会を発足しました。その後、1979年薬師・雲の平地区、1980年黒部地区、1982年白馬・朝日・北又地区に各国有林野保護管理協議会を発足させ、学生アルバイトによる高山植物等の保護パトロール活動を取り組み、訪れる人々に対して啓蒙、啓発を促してきました。なお、以上の地区は、中部山岳国立公園及び保安林に指定されている地域です。

今回、30年間のパトロール結果と1979年、80年度及び1997年～2000年度にかけて実施した意識調査とを分析し、成果と課題を取りまとめましたので報告します。

1、30年間にわたる高山植物保護パトロールの結果について

①森林法第34条第2項に違反し注意指導を受けた件数と人数。

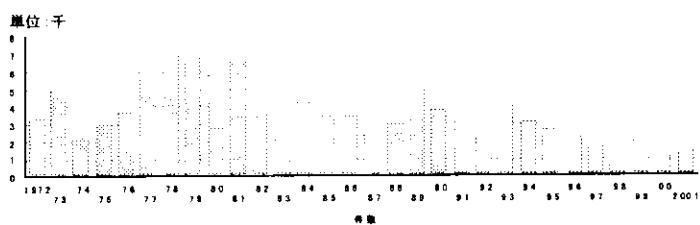
・2001年パトロール結果

対前年比で件数では約10%増となりました。立山地区、薬師・雲ノ平地区を除いて少なく、登山者中心の地区では、マナーは比較的良好な傾向にあります。また、外来・低地性植物が高山植物の生育地に侵入し影響していることから、富山県と共に除去作業を実施しました。セイヨウタンポポの372株をはじめ、イタドリ、スカシタゴボウ、ギシギシ、オオバコ、スギナ、シロツメクサ、フランスギクの8種類を除去しました。

国有林野内等における行為の法的制限範囲 (利用上のマナー)							
行為 関係法令	高山植物 採取	歩道外 踏み荒らし	指定外 キャンプ	焚き火	昆虫採取 (高山蝶等)	土石採取	学術 調査
森林法 第34条第2項(保安 林における制限行為)	×	×	×	×	×	×	○

(行為の規制)	凡 例	内 容
	○	許可を受けている場合及び軽微なもの
	×	違反行為(場合により罰則の対象)

違反件数の推移
(1972年～2001年迄)



・違反件数の30年間の推移

1978年をピークに減少しています。
(左表参照)

・違反人数の30年間の推移

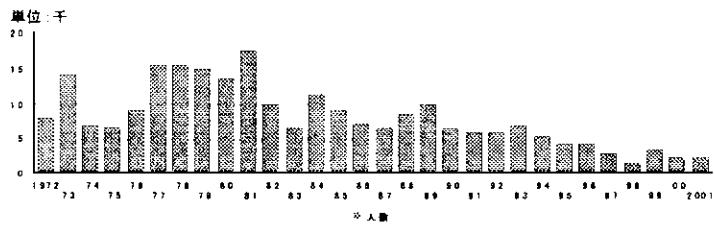
1981年をピークに減少しています。
(下表参照)

②違反件数及び人数の多い室堂地区の状況（下表を参照）

・立山黒部アルペンルートの年間入り込み者と室堂における年間入り込み者は通過地点であり最終地点でもあるため同じ数値となっています。過去5年間に絞ってみるとパトロール時期の7月下旬～8月下旬にかけての入り込み者は、年間入り込み者と変わらない傾向を示しており、パトロール期間中の違反件数及び人数は年間の傾向と見ることができます。

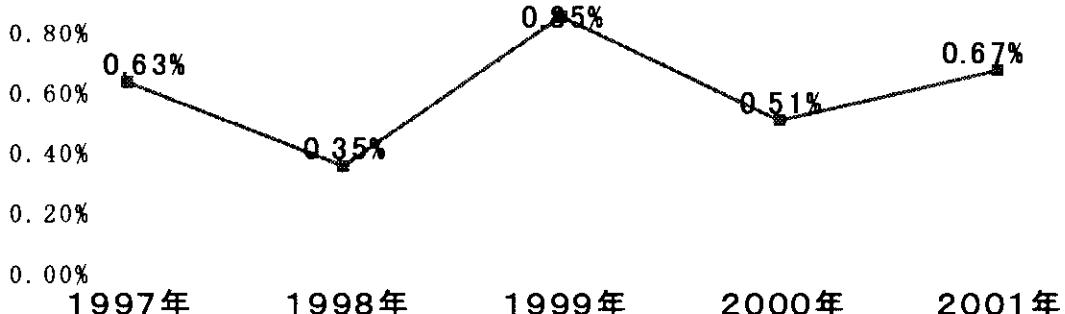
過去5年間の違反行為発生率（パトロール期間中違反者数÷期間中の入り込み者）を見ると、1000人当たりの違反者数の推移では1997年が6.3人、1998年が3.5人、1999年が8.5人、2000年が5.1人、2001年が6.7人で、入り込み者の少ない1999年、2001年が高くなっています。このことは室堂を訪れる人々の傾向を知ることができます。後ほど触れますのが、室堂についてはリピーターが少なく、毎年訪れる人々の半数近くは初めて来る人で占められています。そのため毎年同じようにパトロールを行っていますが、他の地区と異なり、違反を減少させることが難しい状況にあります。

違反件数の推移
(1972年～2001年迄)



違反行為発生率(%)
(7月下旬～8月下旬)

単位: %



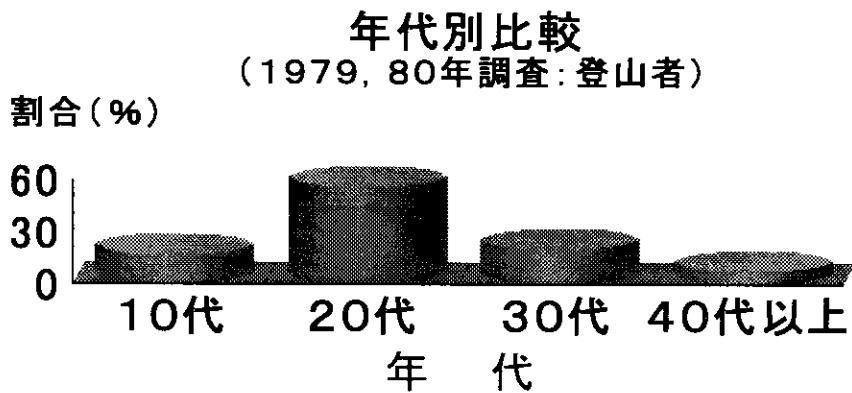
以上、過去30年間を通して見ると、違反件数及び人数は、入り込み者が増加しているのに対して、右肩下がりの減少傾向を示しています。反面、室堂地区においては訪れる人々の目的が観光が大半であるため、違反者に対する指導方法に苦心しています。ですが室堂地区においても年々減少してきています。このことはパトロールによる啓蒙、啓発活動の地道な努力が、訪れる人々に対して少なからず効果を示してきたことを窺わせています。30年の月日の流れは、その時々の時代の流れを反映し、特に当初の頃は余暇型観光が優先し、利用に際してのマナーは悪い傾向にありました。その後は能動的に人間性回復指向と共に世界的に自然環境保護思想が広がりを見せるのに併せ、利用者のマナー向上が見られます。こうした時代の変化は、高山植物保護パトロール活動にとって好条件と言えます。

2、利用者の意識調査結果

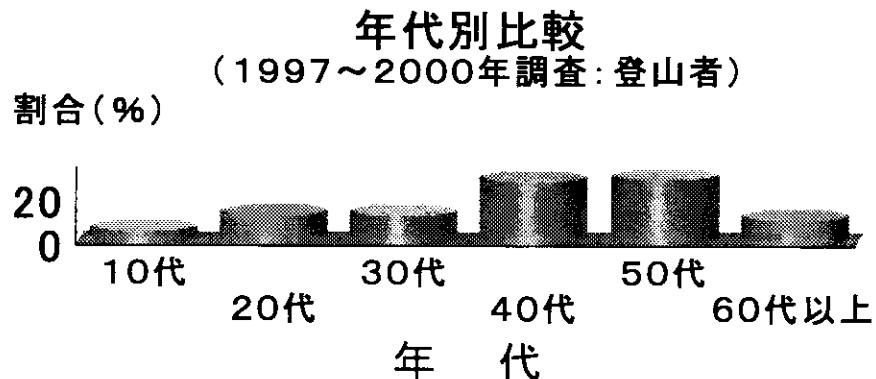
1979、80年に登山者を対象に実施。1997～2000年に室堂及び折立で登山者及び観光客を対象に実施。以下は共通項目により比較したものです。

①年代別比較

1979、80年調査では、20代が中心で比較的若く、30代までの人が93%を占めています。



1997～2000年の調査では、40代、50代の人が約60%を占め、中高年以上の人が大半を占めています。



②高山植物保護パトロールについて

1979、80年の調査では、実施すべきが72%、パトロール員を教育すべきが20%、自主性を尊重すべきが8%となっています。この頃はパトロール員が強引な指導をするケースが目立ち、この調査を契機にパトロール員の指導教育を徹底しました。

1997～2000年の調査では、登山者、観光客共に80%を越える人が実施すべきと答え、約10%の人が自主性を尊重すべきと答えています。

③高山植物に対する知識について

1979、80年調査では、約60%の人が高山植物に対する知識を持って訪れています。

1997～2000年の調査では、登山者は約80%の人が知識を持って訪れているのに対し、観光客では約40%の人々にとどまっています。

以上のことから、調査時期が20年を経過して今日登山で訪れる人々の大半は、若い頃からの愛好者で、中高年登山ブームと呼ばれる状況を反映した結果となっています。

パトロール活動に対しては、自然保護意識の向上と共に理解が深まってきています。

高山植物に対する知識では、室堂を訪れる大半の人々が観光客で占められていることを考えると、高山植物に対する知識の普及と啓蒙が必要であると言えます。このことは室堂においてのパトロール活動の難しさを如実に示しています。なお、その他の意識調査結果で、初めて訪れた人の割合では1997～2000年の調査で観光客では54%に及んでいました。

3、今後の課題

- ①高山植物に対する知識の普及
- ②利用マナーの啓発
- ③外来・低地性植物の除去

1971年当時に比べ、現在においては高山植物の踏み荒らし、摘み取り、指定地外キャンプ等の違反行為は非常に減少してきています。しかし、2001年のパトロールでは約1500件に及ぶ注意指導をがなされました。こうした状況を一層改善させるため、①富山県が新しく建設した立山自然保護センターの利用を促し、高山植物に対する知識の普及を図る。②利用上のマナーとして、国有林野内にある山小屋をはじめ、交通機関を通じてポスター掲示、アナウンス及びパンフレット等により踏み込み等の違反に対する啓発を促す。そして、③外来・低地性植物、例えば、セイヨウタンポポ、イタドリ等により本来種の生育環境が脅かされているため、高山植物保護の観点から除去対策を一層進めていきたいと思います。

(おわりに)

昨年で高山植物保護パトロールも30周年を迎えました。国、県、町、山小屋、運輸事業施設管理者等、多くの関係者の協力の下に、現在に至るまで高山植物保護パトロールを実施することができました。この間、従事した学生の数は600名を数え、現在は各関係方面で活躍されています。30周年に寄せて頂いたメッセージには、この活動に従事したことで自然保護の難しさとモラルの大切さを痛感させられるなど、携わった人達それぞれに思い入れがあり、若く多感な時期に貴重な経験をしたことがその後の人生観に影響を与えていました。

パトロールにあたっては、毎年初めて経験する人が大半を占めています。研修は受けますが、直ぐに現場へ配置されるため不安と希望とが交錯し、動搖は隠せないままに時は過ぎていきます。しかしパトロールを終えて下山してきた時には、それぞれの表情は充実感と達成感に満ちた顔つきに変貌しています。毎年、こうした繰り返しが30年という年月を経て現在に引き継がれています。

違反行為を注意指導する、このことのみを捉えてみれば義務的にこなせば済みますが、何故高山植物を踏みつけたり、摘み取ったりしたらいいのか違反者に説明し理解を求め、自然の大切さを認識してもらう。こうした作業を繰り返し、啓蒙、啓発を図る中で自分で考え、自分の言葉で理解を得るための努力を費やし、日々葛藤し違反者と対峙する。日を重ね自問自答、仲間同志で対応を検討する。一ヶ月間を終える頃には皆、ひととおり自然保護指導員としての自覚と誇りに満ちた表情で下山してきます。この間に多くの人と出会い、多くの人と語らい、違反を注意することだけが任務ではなく、いかに理解を得るために自らが努力し、その努力した姿勢により違反者の理解を得ることができるか、事の成否に関係なく仲間同志共通の目的を通して感して帰ってくるのです。地道な活動ではありますが、今後多くの若者が参加してくれることを願い、また社会全体に自然環境に配慮する思想がより一層定着することを望みたいと思います。